

令和5年11月10日

報道関係者各位

市川市 財政部長 田中 雅之

令和5年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

令和5年10月18日に発生したクリーンセンター設備の不具合により、焼却炉が緊急停止し、可燃ごみの処理に支障をきたす状況となったことから、他市の清掃工場等への可燃ごみの運搬、処分費用及び設備の機能回復に係る費用について、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により11月10日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算 **405,059 千円**

【歳出予算の内訳】

クリーンセンターの焼却炉の緊急停止に伴う外部処理・処分費用及び復旧費用 **405,059 千円**

【内訳】

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ①他市清掃工場及び民間処分場への廃棄物処理・処分委託料 | 210,359 千円 |
| ②クリーンセンター設備点検・整備委託料 | 194,700 千円 |

☆歳入予算 **405,059 千円**

【歳入予算の内訳】

- | | |
|----------------|------------|
| 繰入金（財政調整基金繰入金） | 405,059 千円 |
|----------------|------------|

【問い合わせ先】

環境部	クリーンセンター 所長 峠越 稔正	047-328-2387
財政部	財政課 課長 遠山 忠	047-712-8595



令和5年11月10日

報道関係者各位

市川市 環境部長 二宮 賢司

令和5年度一般会計補正予算(第5号)における
クリーンセンターの稼働停止に係る費用について

○専決処分の経緯及び内容

令和5年10月18日に発生したクリーンセンター設備の不具合により、焼却炉が緊急停止し、可燃ごみの処理に支障をきたす状況となったことから、他市の清掃工場等に可燃ごみを運搬し、処分するための費用等について、10月23日から11月9日までの間、初期対応として予備費を活用し対応を図ってきましたが、この度、11月10日以降に要する運搬、処分費用及びクリーンセンター設備機能回復に係る費用について専決処分を行うものです。

○事業費の内容

クリーンセンターの焼却炉の緊急停止に伴う外部処理・処分費用及び復旧費用
405,059千円

[内 訳]

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 他市清掃工場及び民間処分場への廃棄物処理・処分委託料 | 210,359千円 |
| ② クリーンセンター設備点検・整備委託料 | 194,700千円 |

<参考>

○予備費活用分

10月23日から11月9日までの外部処理・処分費用等 177,555千円

[内 訳]

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ①他市清掃工場及び民間処分場への廃棄物処理・処分委託料 | 163,637千円 |
| ②仮設のごみ置き場設置費用 | 11,850千円 |
| ③第三者による焼却炉停止原因調査分析費用 | 2,068千円 |

○現在の状況

10月28日より稼働している焼却炉 1 炉と近隣自治体、民間事業者への搬出で1日約350トンのごみを処理しています。

焼却炉の稼働前に溜まったごみを仮設のごみ置き場から外部搬出していましたが、11月9日に全て搬出が終了しました。今後の仮設のごみ置き場については、当日分のごみ搬出の積み替えに使用します。

なお、停止している焼却炉が稼働するまでは外部搬出が継続することから、早期の再稼働に向け作業を進めています。

市民の皆様におかれましては、引き続き、ごみの減量及び分別の徹底にご協力お願い申し上げます。

【問い合わせ先】 環境部 クリーンセンター所長 たごし としまさ 峠越 稔正

TEL 047-328-2387(直通)